

業務概要書

| | | |
|--|--|---|
| 業務件名 | 総務省第二庁舎(23)改修工事監理業務 | |
| 1)業務履行場所 | 東京都新宿区若松町95-1 | |
| 2)業務種別 | 建築関係建設コンサルタント業務 | |
| 業務概要 | 3)当該業務の概要 1.「総務省第二庁舎(22)建築改修その他工事」の工事監理業務 【規模・構造等】 庁舎 SRC造 地上8階 地下2階 塔屋2階 延べ面積 約34,832㎡ 渡り廊下 S造 地上1階 【対象工事】 総務省第二庁舎(22)建築改修その他工事 | |
| | 4)契約方式 | 一般競争入札 総合評価落札方式(簡易型) |
| | 5)契約予定時期 | 令和5年8月中旬 |
| | 6)予定履行工期 | 令和8年1月30日 |
| | 7)業務規模(万円) | 4,000万円以上 5,000万円未満 |
| | 競争参加資格の考え方 | 1)入札参加者に要求される資格 (1)基本的要件 (a) 予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。 (b) 関東地方整備局(港湾空港関係を除く)における令和5・6年度建築関係建設コンサルタント業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。 (c) 関東地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し、指名停止を受けている期間中でないこと。 (d) 建築士法(昭和25年5月24日法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。 (2)入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。 ①資本関係 (a) 子会社等(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。(b)において同じ。)と親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。(b)において同じ。)の関係にある場合 (b) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合 ②人的関係 (a) 一方の会社等の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合 1)株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。 イ 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役 ロ 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役 ハ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役 ニ 会社法第348号第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役 2)会社法第402号に規定する指名委員会等設置会社の執行役員 3)会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。) 4)組合の理事 5)その他業務を執行する者であつて、1)から4)までに掲げる者に準ずる者 (b) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人(以下単に「管財人」という。)を現に兼ねている場合 (c) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合 ③その他入札の適正さが阻害されると認められる場合 組合(共同企業体を含む。)とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合 ④中立公平性に関する要件 本業務の対象となる工事の受注者及び当該工事に係る設計業務等の受託者又はそれらと資本若しくは人事面において関連のある建設コンサルタント業者でないこと。 |
| | | 2)申請書の提出者に対する要件及び業務実施に関する要件 (1)建設コンサルタント業務等請負者選定事務処理要領に定める指名基準による。なお、同基準中の「当該業務における技術的適性」については、同種又は類似の業務の実績並びに配置予定の技術者の資格、及び業務の経験等を勘案するものとする。 (2)本業務の主たる分担業務分野は、建築分野とする。 (3)主たる分担業務分野は再委託できない。 (4)業務の一部を再委託する場合の協力事務所が、関東地方整備局の建設コンサルタント業務にかかる一般競争(指名競争)参加資格者である場合は、関東地方整備局長から指名停止を受けている期間中でないこと。 |
| 3)配置予定技術者に関する要件 (1)配置予定管理技術者は、一級建築士であること。 (2)配置予定管理技術者及び主たる分担業務分野の配置予定主任担当技術者は、提出者の組織に所属していること。 (3)配置予定管理技術者及び記載を求める各配置予定主任担当技術者(建築分野、構造分野、電気設備分野、機械設備分野)は、それぞれ1名であること。なお、管理技術者は、記載を求める建築分野主任担当技術者、構造担当主任担当技術者の一方との兼任を認める。 (4)配置予定管理技術者の実績 配置予定管理技術者は、同種業務又は類似業務について実績を有さなければならない。なお、平成25年4月1日以降に業務の履行が完了した業務の実績とする。ただし、完成した新築又は増築建物を対象とした業務に限る。(民間施設を対象とした業務実績も可とする) (a) 同種業務：A及びBを満たす施設を対象とした工事監理業務を含む業務 A. 構造：RC造、SRC造又はS造(CFT構造を含む) B. 規模：新築・増築・耐震改修の延べ面積 4,000㎡以上 (b) 類似業務：A及びBを満たす施設を対象とした工事監理業務又は実施設計業務を含む業務 A. 構造：RC造、SRC造又はS造(CFT構造を含む) B. 規模：新築・増築・耐震改修の延べ面積 2,000㎡以上 | | |

| | |
|-------------|---|
| | (5)記載を求める配置予定主任担当技術者の実績 同種業務又は類似業務の実績等については、(4)と同様とするほか、記載する実績は、本業務において担当する分担業務分野と同じ分野での実績とする。 |
| 総合評価に関する考え方 | 1)技術評価点を算出するための評価基準 評価項目、評価着目点並びに評価の配点については入札説明書(資料-3)による。 |
| | 2)業務実施方針及び手法 技術提案に求める実施方針 ①業務の理解度 業務内容及び業務背景、手続きの理解が高い場合に優位に評価する。 ②業務の実施方針 業務への取組体制、工事監理チームの特徴、対象工事内容を反映した特に重視する工事監理上の配慮事項について、的確性、独創性、実現性を総合的に評価する。 |